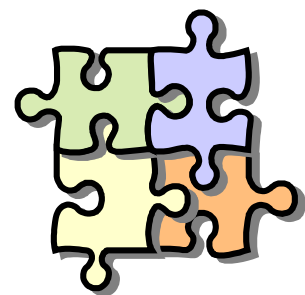


西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第11回会議資料

日時：平成15年9月26日（金）午後1時30分から

場所：丹原町文化会館 小ホール



西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会第11回会議次第

日時：平成15年9月26日（金）13：30～

場所：丹原町文化会館 小ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

報告第40号 住民説明会の報告について

報告第41号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員及び小委員会委員の変更について

報告第42号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会報告について

報告第43号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会報告について

(2) 継続協議事項

協議第32号 各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱いについて

協議第33号 各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱いについて

協議第34号 各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて

協議第35号 各種事務事業（保健関係）の取扱いについて

協議第36号 各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その2）について

協議第37号 各種事務事業（教育関係）の取扱い（その1）について

協議第38号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第39号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第40号 特別職の職員の身分の取扱いについて

(3) 新規協議事項

協議第41号 補助金・交付金等の取扱い（その2）について

協議第42号 町名・字名の取扱いについて

協議第43号 各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて

協議第44号 各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて

協議第45号 各種事務事業（都市計画関係）の取扱いについて

協議第46号 各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて

4 その他

(1) 第12回会議の開催日時について

5 閉会

報告第 4 0 号

住民説明会の報告について

西条市、東予市、丹原町及び小松町で開催された住民説明会について、別添のとおり報告する。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊 藤 宏 太 郎

報告第 4 1 号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員及び小委員会委員の変更について

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員及び小委員会委員について、変更があったので別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊 藤 宏 太 郎

合併協議会委員変更表

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
規約第7条第1項 第2号委員 小松町議会議長	真 鍋 行 義	徳 永 求	H15.8.25 改選により、小松 町議会の議会構成 の為
規約第7条第1項 第3号委員 議会選出議員	佐 伯 出	佐 伯 出	同上
規約第7条第1項 第2号委員 丹原町議会議長	岡 田 初	徳 永 英 光	H15.9.11 丹原町議会の議会 構成のため
規約第7条第1項 第3号委員 議会選出議員	徳 永 英 光	岡 田 初	同上

新市名候補選定小委員会委員変更表

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
小委員会規程第3 条第1号委員 議会選出議員	佐 伯 出	佐 伯 出	H15.8.25 改選により、小松 町議会の議会構成 の為
小委員会規程第3 条第1号委員 議会選出議員	徳 永 英 光	岡 田 初	H15.9.11 丹原町議会の議会 構成の為

新市の事務所の位置検討小委員会委員変更表

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
小委員会規程第3 条第2号委員 小松町議会議長	真 鍋 行 義	徳 永 求	H15.8.25 改選により、小松 町議会の議会構成 の為
小委員会規程第3 条第2号委員 丹原町議会議長	岡 田 初	徳 永 英 光	H15.9.11 丹原町議会の議会 構成の為

新市建設計画策定小委員会委員変更表

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
小委員会規程第3 条第2号委員 議会選出議員	佐 伯 出	佐 伯 出	H15.8.25 改選により、小松 町議会の議会構成 の為
小委員会規程第3 条第2号委員 議会選出議員	徳 永 英 光	岡 田 初	H15.9.11 丹原町議会の議会 構成の為

報告第 4 2 号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会報告について

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会会議の内容について、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊 藤 宏 太 郎

新市名候補選定小委員会 第8回委員会報告書

開催日時：平成15年8月23日（土）午後1時30分～2時

開催場所：丹原町文化会館 小ホール

出席委員：委員8名中8名出席

1 審議事項 新市の名称候補最終選定について

新市の名称候補第2次選定結果

（五十音順）

番号	新市の名称候補	よみがな
1	石鎚市	いしづちし
2	いしづち市	いしづちし
3	伊予西条市	いよさいじょうし
4	西条市	さいじょうし
5	西條市	さいじょうし
6	さいじょう市	さいじょうし
7	水都市	すいとし
8	東予市	とうよし
9	道前市	どうぜんし
10	ひうち市	ひうちし

〔参考〕

最終選定は、第2次選定により選定された10作品程度の中から、委員の協議又は投票により、協議会へ提案する5作品程度を選定する。

（具体的選定作業）

第2次選定により選定された10作品程度の中から、委員の協議により、協議会へ提案する5作品程度を選定する。

協議による選定が困難な場合は、委員全員による投票で5作品程度に選定する。投票方法等は、小委員会で審議し、決定することとする。

《意見》

- * 応募数の多い順に 5 作品を選ぶべきである。最終選定の名称候補に同じ読み仮名の名称がいくらあっても良いと考える。応募された方の意思であるから、同じ読み仮名の名称であっても別のものである。
- * 第 2 次選定では、住民の意思の反映ということで応募数の多い順に 10 作品を選定したのだから、最後まで住民の意思を反映することを慎重にすべきであると思う。応募数の多い順に選定すると石鎚市といしづち市が選定されるが、それぞれこの名称は、応募過程が違うわけだから、応募数の多い順に 5 作品を選定すべきである。

《審議結果》

- * 同じ読み仮名で表記の違う名称については、別の名称として取扱うことで、全員異議なく一致。
- * 第 2 次選定の 10 作品の中から、民意を反映することを基本として、応募数の多い順、西条市(18061)、石鎚市(2739)、いしづち市(1001)、道前市(531)、ひうち市(427)の 5 作品を選定することで全員異議なく一致。

2 審議事項 新市名候補選定小委員会結果報告について

別添新市名候補選定小委員会報告書（案）参照

〔参考〕

協議会への報告

最終選定により選定された新市名候補 5 作品程度は、作品ごとに小委員会としての「選定理由」等を付して報告書を作成し、協議会へ報告する。

《意見》

- * 選定理由など諸々あると思うが、十分まとめられた内容となっているので、事務局で作成した報告書（案）で良いと思う。

《審議結果》

- * 事務局案の報告書の内容で全員異議なく一致。

3 審議事項 懸賞の決定方法について

1 懸賞受賞者の決定時期等について

「名付け親大賞」、「名付け親賞」及び「残念賞」は、協議会で新しい市の名称が決定されたのち、協議会において抽選し決定する。

抽選は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の会議の場において公開で行う。

2 懸賞の抽選方法について

名付け親大賞

「名付け親大賞」の抽選方法は、抽選箱に対象作品の応募者の住所、氏名を記載した用紙（1枚に1名の住所、氏名を記載した用紙）を全て入れる方法で、会長が抽選を行う。

名付け親賞

「名付け親賞」の抽選方法は、「名付け親大賞」の例によるが、抽選については、会長、副会長及び協議会委員（各市町議会議長、新市名候補選定小委員会正副委員長）が行う。

残念賞

「残念賞」の抽選方法は、「名付け親大賞」の例によるが、抽選については、協議会委員（各市町の助役・議会選出委員・学識経験者、西条地方局長）及び協議会事務局長が行う。

3 懸賞の贈呈について

贈呈については、協議会において「名付け親大賞」のみ行い、「名付け親賞」及び「残念賞」については、贈呈対象者と連絡を取り、事務局が贈呈する。

〔参考〕

懸賞の内容

名付け親大賞

新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から、抽選で名付け親大賞として、1名に10万円相当の商品券又は旅行券を贈呈する。

名付け親賞

新市の名称として選ばれた作品の応募者の中で、名付け親大賞に漏れた応募者の中から、抽選で名付け親賞として、10名に1万円相当の商品券又は図書券を贈呈する。

残念賞

新市の名称として選ばれた作品の応募者の中で、名付け親大賞及び名付け親賞に漏れた応募者及び新市名候補選定小委員会の最終選考に選ばれた作品の応募者の中から、それぞれ10名（計20名）に、抽選で残念賞として、5千円相当の商品券又は図書券を贈呈する。

《意見》

- * 事務局案のとおりで良い。

《審議結果》

- * 事務局案の内容で全員異議なく一致。

4 その他

新市名候補選定小委員会の解散について

《審議結果》

- * 事務局より、新市名候補選定小委員会の所掌事項は全て終了したが、協議会への報告及び質問事項への対応、また、協議会からの検討事項に依頼などが発生する場合も想定して、協議会で新市名が決定され、応募者の懸賞もすべて終了した時点で小委員会を解散することとしたい旨の提案をし、承認された。

報告第43号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会
報告について

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会会議
の内容について、別紙のとおり報告する。

平成15年9月26日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

新市の事務所の位置検討小委員会 第7回委員会報告書

開催日時：平成15年8月23日（水）午前10時00分～10時32分

開催場所：丹原町文化会館 小ホール

出席委員：委員12名中9名出席

1 審議事項 事務所の位置について（継続審議）

《審議結果》

- * 住民説明会が各地で開催されている状況での小委員会の開催であったため、住民生活に影響のある事務所の位置は、住民説明会における住民の意見も参考にし、決定すべきではないかという提案があり、審議の結果、事務所の位置については継続案件とすることが了承されました。

2 審議事項 新庁舎建設の場所について（継続審議）

第6回小委員会で提案され、審議を行い継続審議となっていた「新庁舎建設の場所について」の審議を行った。

《意見》

- * 西条市内で、出来るだけ現在の庁舎よりは西寄りが望ましい。
具体的には国道11号線が有料道路沿線で各市町からの交通アクセスを考慮することが良いのではないかと考えている。
- * 現在の西条市役所から東予・丹原・小松へ寄った場所のほうが皆さんも納得しやすいのではないかなと思う。住民説明会での意見をよく聞いて欲しい。
- * この地域の幹線道路は国道11号線と有料道路であるが、有料道路周辺は埋立地が多いので、南海地震等の際の液状化現象などが予想されるので、不適當ではないかと考える。
国道11号線沿いで、西条市内の出来るだけ西で、加茂川よりも西で、小松寄りをお願いしたい。
- * 現在の西条市内で、現庁舎よりは西で、幹線道路沿いという条件で、地域バランスや住民の利便に配慮して決定すべきである。また、具体的な候補地を決めることは付近の地価の高騰を招く恐れがあるので、抽象的な表現でよい。
- * 2市2町は東西に延びた形をしている。幹線道路は国道11号線と有料道路があるが、丹原から西条市に行く場合は有料道路を使う方が便利である。しかし、有料道路が無料になっていないため、住民が幹線道路として使えないという問題もある。
新庁舎の位置は、西条市内で、できれば、現在の西条市役所よりも西側の地域が好ましいが、国県の官公庁と離れすぎるのも好ましくない。
- * 新庁舎の建設の場所は新市になってから検討すればいいのではないかな。地域の一体性の確立状況及び地域のバランス、市民の利便性などを考慮して決めていけ

ばいいと考えている。合併後、すぐに新庁舎を建設することはないだろうから、新市建設計画の後半で建設できればいいのではないか。新しい体制ができてから、住民、行政、議会の合意形成を図ればよい。

道州制の論議が出て来たとき、この圏域は重要な位置となるので、そのことも考えておかなければならない。

- * 交通の事情や他の官公署との連携から、新庁舎建設の場所は西条市内とすることが良い。現在の庁舎の位置に、新庁舎の用地が確保できず、建設できないときにその時点で、適地を検討すればよい。建設の場所は西条市内とするとし、その他の詳細は新市で検討すべきである。

《審議結果》

- * この案件は、住民説明会の意見等も参考にして検討することとし、継続審議となった。

3 その他 第8回会議の開催日程について

第8回の小委員会は9月6日（土）に小松町役場で開催されることとなった。開催時間は、事務局で調整することになった。

新市の事務所の位置検討小委員会 第8回委員会報告書

開催日時：平成15年9月6日（土）午後1時30分～2時18分

開催場所：小松町役場2階ホール

出席委員：委員12名中12名出席

1 審議事項 事務所の位置について(継続審議)

第5回委員会で提案され、審議を行い継続審議となっていた「事務所の位置について」の審議を行った。

委員長から、「この案件については、これまでの小委員会で議論は尽くされている。大方の委員の意見は、『新庁舎建設までの間は現在の西条市役所を本庁とする。』である。住民説明会でもこの案件に関しては、余り意見が出てないので、本日結論を出したい。」という説明を行い、まず、意見を述べていない委員からの発言を求めた。

《意見》

* 議会や委員会において積極的に検討を行い、住民説明会での意見も聞きました。議員や住民の思いはいろいろあるが、よりよい合併を進めるためには、事務所の位置は西条市役所がベターであると考えている。

* 結論が出る前に、今日の機会を逃すと意見を言う時を失ってしまうので、あえて発言をお許しいただきたい。これまでの小委員会の意見が、「本庁の位置は西条市役所とする。」ということも承知の上で、意見を述べる。

東予市役所を本庁に要望をしたい。背景としては、将来構想の住民意識調査の結果にもあるように、合併をして心配なこととして多かったのが、中心部と周辺部の地域格差が広がるということ。次いで、行き届いたサービスが受けられなくなることや、市役所が遠くなり、不便になることなどがある。

今回の住民説明会では、特段意見が無かったが、実質的には大きい西条市に吸収されるのではないかという意見も出され、感じとして、住民が心配、不安を抱いているようであった。

東予市は壬生川町と三芳町の合併の経験の中から、三芳町の方が人口が少なかったため、しばらくの間は、住民からは吸収合併であったという意見もあったし、旧三芳町の職員はつらい思いをしたとも聞いている。そういう住民の不安を払拭する上から、あえて、西条市役所を本庁とするのではなく、東予市役所を本庁としてほしいと考えている。

その理由として、東予市役所は、各市町の役所の位置からして、地理的な中心地域にあること。また、本庁としての規模は、西条市役所よりも劣るが、駐車場の規模に関しては、住民サイドから見ると東予市役所のほうが利便性があると思う。

もちろん、西条市の人口や財政規模等は抜き出ていることも承知の上ですが、合併を成功させるためには西条市がリーダーシップをとっていただかないといけないが、基本的には、住民が合併してよかったと言って喜んでもらえるようにしなければならない。

合併協議を円滑に進めるためには、お互いに配慮をし合い、妥協も必要である。意見の取扱いにつきましては、正副委員長にお任せして、いい方向に結論が出せるようにしていただきたい。

- * 西条市役所にする事については、異存はないのですが、付帯決議として、駐車場の増設を是非お願いしたい。このことを、付帯決議とすることをお諮り願いたい。

この意見を受け、委員長から大方の委員の意見である『新庁舎建設までの間の本庁の位置は、現在の西条市役所とする。』ということで取りまとめることを委員に諮った。

また、駐車場の件については、要望として対応することについて委員に了承を求めた。

《審議結果》

- * 事務所の位置について、新庁舎建設までの間の本庁の位置については、現在の西条市役所と東予市役所の２箇所の候補が挙がったが、審議の結果、『新庁舎建設までの間は現在の西条市役所を本庁とする。』ということが確認された。また、西条市役所の駐車場の拡張整備を要望することとした。

2 審議事項 新庁舎建設の場所について(継続審議)

第６回小委員会で提案され、審議を行い継続審議となっていた「新庁舎建設の場所について」の審議を行った。

《意見》

- * 新庁舎建設の場所は西条市内とするが良い。現在の西条市役所の場所に新庁舎を建設する用地が確保できない場合は、その時点における新市の体制で検討すれば良いと考えている。
- * 出来るだけ東予市寄りで、国道１１号線よりは、有料道路よりの場所がいいという意見を良く聞くので、西条市を離れて、できるだけ西の地域で、有料道路にできるだけ近づいてほしいと思う。
しかし、あえて今決めなければいけないのかという疑問がある。今決めても、西条市内に建設するということが決まると、不満が出てくると思う。
- * 新庁舎の建設の場所については西条市内とする。ただし、東予市、周桑郡にできるだけ近い地域を選んでほしいと考えている。
- * 新庁舎の建設場所については、住民の利便性、合併後の体制、地域のバランスを考えて、検討しなければならない。もう少し、住民や議会の意見を聞きたいので、継続としてほしい。

《審議結果》

- * 以上の審議の結果、継続審議となった。

3 その他 第9回会議の開催日程について

9月下旬から10月上旬で日程調整を行い、次回の小委員会で最終報告書についても審議することとなった。

協議第 3 2 号（継続協議）

各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱いについて
国民健康保険税 1 税率（医療・介護）については、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、急激な負担増を緩和するため、財政支援措置を講ずることとし、その額については、保険給付費等の状況を勘案しながら調整する。なお、期間は、平成 1 7 年度から 3 年間を目安とする。 2 軽減措置については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 納期については、東予市、丹原町の例を基本とし、調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 保健・医療費助成事業 1 短期人間ドック・脳ドックの対象者、助成割合については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 （ 1 ）短期人間ドックの対象者については、西条市の例により調整する。 （ 2 ）脳ドックの対象者については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。

各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱いについて
（３）短期人間ドックと脳ドックの重複受診の可否については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 （４）短期人間ドック・脳ドック助成割合については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。 ２ はり・きゅう助成事業については、東予市の例により調整する。 保健貸付事業 １ 高額療養費貸付事業については、西条市の例により調整する。 ２ 出産費貸付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 出産、葬祭に関する任意給付事業 １ 出産育児一時金給付事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ２ 葬祭費給付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。

協議第 3 3 号（継続協議）

各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱いについて
介護保険事業計画 介護保険事業計画については、新市移行後速やかに統一した事業計画を策定する。 介護保険運営協議会 介護保険運営協議会については、西条市の例により調整する。ただし、委員定数、任期等については、合併時に調整する。 介護認定調査、介護認定審査会 1 介護認定調査については、公平公正な調査が行われるよう合併時に調整する。 2 介護認定審査会については、公平公正な審査が行われるよう合併時に調整する。 保険給付 1 介護給付及び予防給付については、現行のとおりとする。 2 市町村特別給付については、サービスの低下にならないよう高齢者福祉事業で対応する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。

各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱いについて

介護保険料の賦課徴収

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し、統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。2 賦課期日・納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 |
|--|

低所得者対策（介護保険料軽減措置）

低所得者対策（介護保険料軽減措置）については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
--

付属資料（その１）P．７～１５参照

協議第 3 4 号（継続協議）

各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて

各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて
1 高齢者福祉 （ 1 ）高齢者保健福祉計画については、新市移行後速やかに統一した計画を策定する。 （ 2 ）生きがい活動支援通所事業については、新市移行後速やかに調整する。 （ 3 ）介護用品支給事業の実施方法については、西条市、小松町の例により調整する。事業内容については、小松町の例により調整する。利用対象者については、在宅の要介護 1 ～ 5 に認定された介護保険の被保険者又は 6 か月以上の寝たきり者等であって、おむつ等を必要とする者とする。利用者負担については、西条市、丹原町及び小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 （ 4 ）高齢者タクシー料金助成事業については、西条市の例により調整する。 （ 5 ）激励介護事業については、西条市の例により調整する。 （ 6 ）長寿者等褒章事業については、西条市の例により調整する。金婚夫婦表彰については、敬老会で実施するものとして調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 （ 7 ）敬老祝金支給事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて

- （８）敬老会の実施方法については、西条市の例により調整する。対象者については、西条市、東予市の例により調整する。実施時期については、敬老月間中に開催することとして調整する。８８歳以上の記念品については、西条市の例により、金婚記念品については、東予市の例により調整する。
ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- ２ 障害者福祉
- （１）障害者等に対する公共施設使用料の減免については、西条市の例により調整する。
- （２）在宅寝たきり等心身障害者（児）介護手当は、西条市の例により調整する。
- （３）重度障害者（児）タクシー利用助成事業については、東予市の例により調整する。
- （４）障害者紙おむつ支給事業については、丹原町の例を基本に調整する。
ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- （５）在宅心身障害者見舞金支給事業については、廃止の方向で検討する。
- （６）重度心身障害者医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。
- ３ 児童福祉
- （１）放課後児童クラブ運営事業の対象児童については、西条市の例により、実施時間については、東予市の例により、費用負担については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
指導員の配置基準については、新市移行後速やかに調整する。
- （２）保育所の保育料については、国の徴収基準を基に、東予市の例を基本として調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- （３）一時保育促進事業の公立保育所実施分については、現行のとおりとする。私立保育園実施分については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- （４）延長保育促進事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- （５）乳幼児医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。
- ４ 母子福祉
- （１）母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業については、丹原町の例を基本に調整する。保証人については、西条市の例により調整する。
ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- （２）母子家庭等児童入学支援金支給事業については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。
- ５ その他福祉
- （１）婦人相談・保護に関することについては、西条市の例により調整する。
- （２）災害見舞金支給事業（単独事業）については、西条市の例により調整する。
- （３）戦没者追悼式等（慰霊祭）については、西条市の例にならい合同慰霊祭として実施することとし、実施日、場所等については、新市移行後速やかに調整する。

協議第 3 5 号（継続協議）

各種事務事業（保健関係）の取扱いについて

各種事務事業（保健関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

各種事務事業（保健関係）の取扱いについて
1 健康教育（母子保健） （ 1 ）母親・両親学級の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。 （ 2 ）離乳食講習会については、4 か月児健診に併せて実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 2 健康診査（母子保健） （ 1 ）妊婦一般健康診査については、現行のとおりとする。 （ 2 ）乳児一般健康診査の受診票の交付時期については、新市移行後速やかに調整する。対象については、前期（5 ～ 6 か月）、後期（9 ～ 1 0 か月）とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 （ 3 ）乳児健康診査の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。 （ 4 ）1 歳 6 か月児健康診査・3 歳児健康診査の対象については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。

各種事務事業（保健関係）の取扱いについて

3 健康相談（母子保健）

乳幼児健康相談については、対象月数を決めず、乳幼児健康相談として、各保健センターで毎月1回実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容については、新市移行後速やかに調整する。

4 健康教育（老成人保健）

（1）集団健康教育については、新市移行後速やかに調整する。

（2）個別健康教育については、高血圧、高脂血症、糖尿病を統一して実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

5 健康診査（老成人保健）

健康診査については、健康診査の種類、対象年齢を統一して実施する。徴収金については、西条市の例により調整する。

ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

6 健康相談（老成人保健）

（1）総合健康相談、重点健康相談については、新市移行後速やかに調整する。

（2）介護家族健康相談については、新市移行後速やかに、総合健康相談を活用するよう調整する。

7 予防接種

予防接種については、西条市の例により調整する。

8 保健センターの管理運営

現行のまま4保健センターを新市に引き継ぎ、合併時に調整する。

9 中川診療所

中川診療所については、現行のまま新市に引き継ぐ。

協議第 3 6 号（継続協議）

各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その 2）について

各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その 2）について、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊 藤 宏 太 郎

記

各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その 2）について
消防団の組織については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団の代表者と協議しながら、合併時に統合する。 西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐ。 団長及び副団長の選任については、合併時に調整する。 団員定数については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後計画的に調整する。

付属資料（その 2）P . 3 0 ~ 3 1 参照

協議第 37 号（継続協議）

各種事務事業（教育関係）の取扱い（その 1）について

各種事務事業（教育関係）の取扱い（その 1）について、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 9 月 26 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤 宏 太 郎

記

各種事務事業（教育関係）の取扱い（その 1）について
市立小中学校の通学区域 市立小中学校の通学区域については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 奨学金貸付事業 奨学金貸付事業については、西条市の例を基本として、新たな制度を創設する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとす。 なお、合併する年度までに貸付を決定したものについては、引き続き西条市の例による。 国際理解教育事業（海外派遣事業） 国際理解教育事業（海外派遣事業）については、新市移行後も事業を継続し実施する。ただし、事業内容等については、新市移行後速やかに調整する。 学校給食の実施 1 調理方式については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

各種事務事業（教育関係）の取扱い（その１）について

- ２ 給食費については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- ３ 光熱水費の負担方法については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- ４ 保存食代の負担方法については、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

幼稚園管理運営

- １ 定数、学級数については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ２ 入園料は、小松町の例により調整し、授業料は、国立幼稚園の例に準じ調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- ３ 保育時間については、東予市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- ４ 給食については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ５ 通園区域については、原則として新市の全域とする。
- ６ 通園スクールバスについては、当分の間、現行の区域内で新市に引き継ぐ。

就園援助

就園援助については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

市指定文化財

市指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。

文化祭

文化祭については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、関係団体と協議しながら随時調整する。

各種スポーツ大会

各市町で行っている各種スポーツ大会は、原則として現行のとおりとする。ただし、統一できるもの、全体で実施した方が効果的なものについては、新市移行後速やかに調整する。

協議第 38 号（継続協議）

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 9 月 26 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項の規定を適用し、平成 18 年 5 月 31 日まで新市の議会議員として引き続き在任する。

地方自治法第 91 条第 2 項の規定による新市の議会議員の定数は、34 人とする。

新市においては、合併後最初の選挙に限り、公職選挙法第 15 条第 6 項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。

西条市の区域 17 人、東予市の区域 10 人、丹原町の区域 4 人、小松町の区域 3 人

付属資料（その 3）P. 1～5 参照

協議第 39 号（継続協議）

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 9 月 26 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 新市に西条市の区域を区域とする農業委員会と東予市、丹原町及び小松町の区域を区域とする農業委員会の 2 つの農業委員会を置く。その期間は、平成 17 年 7 月 19 日までとし、その後は 1 つに統合する。
- 2 2 市 2 町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条の規定を適用し、平成 17 年 7 月 19 日まで新市の住所地を管轄する農業委員会の選挙による委員として引き続き在任する。
- 3 農業委員会等に関する法律第 7 条の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、40 人とする。
- 4 新市においては、農業委員会の統合後、農業委員会等に関する法律第 10 条の 2 第 2 項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。なお、各区域の選挙区区域ごとの定数は、合併時まで調整する。
 - (1) 西条市の区域 定数 12 人で 4 選挙区制とする。
 - (2) 東予市の区域 定数 14 人で 3 選挙区制とする。
 - (3) 丹原町の区域 定数 9 人で 3 選挙区制とする。
 - (4) 小松町の区域 定数 5 人で 1 選挙区制とする。

付属資料（その 3）P. 6～11 参照

協議第40号（継続協議）

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年9月26日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

特別職の職員の身分の取扱いについて
特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。 1 市長、助役、収入役及び教育長の設置等については、法令の定めるところによる。給料の額は、西条市の例をもとに調整する。 2 議会議員及び農業委員会委員の報酬の額については、西条市の例をもとに調整する。 3 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、西条市の例をもとに調整する。 4 その他の条例等で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。なお、設置に当たっては、より効果的、効率的な体制を検討するものとする。委員数、任期、報酬の額等は現行の制度をもとに調整する。

付属資料（その3）P．12～20参照

協議第 4 1 号

補助金・交付金等の取扱い（その 2）について

補助金・交付金等の取扱い（その 2）について、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

補助金・交付金等の取扱い（その 2）について	
補助金・交付金等（事業補助）については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性の観点から検討し、次のように調整するものとする。	
1	2 市 2 町で同一又は同種の補助金等については、関係団体などの理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
2	2 市 2 町の中で、独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整する。
3	整理統合できる補助金等については、統合又は廃止の方向で調整する。

付属資料（その 4）P . 1 ~ 5 5 参照

協議第 4 2 号

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊 藤 宏 太 郎

記

町名・字名の取扱いについて
西条市、東予市については、新市名を付し、現在字名を継承する。 丹原町については、「周桑郡丹原町大字」を「新市名丹原町」に置き換え、 現在字名を継承する。 小松町については、「周桑郡小松町大字」を「新市名小松町」に置き換え、 現在字名を継承する。

付属資料（その 5）P．1～6 参照

協議第 4 3 号

各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて

各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて

- 1 農業関係
- (1) 農業振興地域整備計画については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、新市において作成する。
- (2) 農業経営基盤強化基本構想、地域農業マスタープラン、酪農肉用牛生産近代化計画については、新市移行後速やかに作成する。
- (3) 水田農業経営確立対策事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- (4) 水田農業推進協議会については、新市移行後速やかに統合する。
- (5) 農地流動化関係事業の制度については、現行のまま新市に引き継ぎ、農地流動化推進員の構成、任期等については、新市移行後速やかに調整する。
- (6) 市民農園の貸付料については、現行のまま新市に引き継ぎ、運営方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- (7) 地産地消事業については、新市移行後速やかに関係機関と協議のうえ調整する。
- (8) 田野中川畑地かん水事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて

2 林業関係

（１）市町村森林整備計画については、新市移行後速やかに作成する。

3 水産業関係

（１）漁港整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

（２）漁業経営構造改善事業（築いそ）については、現行のまま新市に引き継ぐ。

4 農林土木関係

（１）県営土地改良事業負担金については、新市移行後速やかに調整する。
ただし、現在実施中並びに推進中の地区については、現行のとおりとする。

（２）現在実施中の中山間地域総合整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

（３）現在実施中の新山村振興等農林漁業特別対策事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

（４）土地改良事業原材料交付業務については、新市移行後速やかに調整する。

（５）農地・農業用施設災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。

（６）現在実施中の国補林道事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

（７）林道災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。

（８）丹原町単独林道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

協議第 4 4 号

各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて

各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて
1 商工労政 （ 1 ）企業誘致に関する助成については、新市移行後速やかに新たな制度を創設する。 （ 2 ）中小企業振興資金融資制度については、合併時に調整する。 （ 3 ）中小企業火災特別資金融資制度については、西条市の例を基本に調整する。 （ 4 ）中小企業退職金共済制度加入促進助成制度については、東予市の例を基本に調整する。 （ 5 ）勤労者住宅建設資金融資制度については、合併時に調整する。 （ 6 ）勤労者教育資金融資制度については、西条市及び東予市の例を基本に調整する。 （ 7 ）商店街振興施策については、新市移行後速やかに調整する。 商店街コミュニティ施設建設用地の駐車場としての利用については、当分の間現行どおりとする。 登道第一駐車場については、現行のまま新市に引き継ぐ。 （ 8 ）ひうち会館、東予市産業学習館及び小松町まちづくり開発センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて	
2	観光
（１）	観光イベント助成事業等については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
（２）	観光ＰＲ事業については、新市移行後速やかに調整する。
（３）	温泉施設の維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。

付属資料（その６）Ｐ．１～１８参照

協議第 4 5 号

各種事務事業（都市計画関係）の取扱いについて

各種事務事業（都市計画関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤 宏 太 郎

記

各種事務事業（都市計画関係）の取扱いについて
新市都市計画（マスタープラン）については、新市移行後、新たに策定する。 都市計画審議会については、東予市の例を基本に調整する。 国土利用計画（市町村計画）については、新市移行後、新たに策定する。

付属資料（その 6 ） P . 1 9 ~ 2 3 参照

協議第 4 6 号

各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊 藤 宏 太 郎

記

各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて
道路の管理等 1 市道の整備計画については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の計画を基本に策定する。 2 道路認定基準については、西条市、東予市の例を基本に調整する。 3 開発道路・指定道路引取りに関する基準については、西条市の例を基本に調整する。 4 道路維持管理事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 公共用地取得事務 公共用地取得事務については、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 公共施設（道路・公園・河川等）里親制度 公共施設（道路・公園・河川等）里親制度については、東予市の例により調整する。

各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて
愛媛県がけ崩れ防災対策事業 愛媛県がけ崩れ防災対策事業の地元負担については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 港湾施設の管理 港湾施設の管理については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

付属資料（その6）P．24～34参照

4 その他

(1) 第 1 2 回会議の開催日時について

日 時：平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から

場 所：石鎚山ハイウェイオアシス館 3 階大ホール